

紀の体

 和歌山市管工事業協同組合



URL <http://w-kankoji.com/>
 E-mail: wakayama@w-kankoji.com



弁慶まつり

弁慶が田辺一帯を統治していた熊野別当の子という伝説から、市内各地に弁慶関連の遺物が伝えられる田辺市の祭り。昭和62年（1987年）に「武蔵坊弁慶・熊野水軍出陣800年祭」として始まった。金曜夕刻より演劇・弁慶伝説、土曜は弁慶ゲタ踊り、鬼若太鼓を軸に、紀州弁慶よさこい踊り、物産テント市など様々なイベントを折りまぜながら盛大に開催。土曜の夜には田辺花火大会が行われる。

－ 目次 －

| | |
|---------------------------------|----|
| 7月1日から改正民法 （相続法）が施行されます…………… | 1 |
| 役員会報告…………… | 7 |
| 組合の動き…………… | 8 |
| 青年部の動き…………… | 9 |
| 雑学の泉…………… | 10 |
| 会社訪問…………… | 11 |
| 趣味のコーナー…………… | 12 |
| 編集後記…………… | 13 |

特集

7月1日から改正民法
(相続法)が施行されます



税理士法人 タックス関西 代表社員税理士
淡路 満



民法の相続分野（以下、相続法）は、平成30年7月6日に成立（同13日公布）し、すでに自筆証書遺言の方式の緩和については、1月17日から施行されています。7月1日からは「遺産分割による税法と民法の齟齬の解消」「遺留分制度の見直し」「相続以外の者の貢献に寄与する制度」等が施行されます。



1、相続、配偶者に手厚く

夫婦間で生前贈与や遺言で譲渡した住居は遺産分割の対象から外すことができます。配偶者は財産の取り分が増えます。

介護などに貢献した親族（長男の嫁等）相続人に金銭を請求できます。高齢化による「大相続時代」を迎えるなか、残された配偶者の生活をまもり、相続のトラブルを防ぐ狙いがあります。

日本の相続税法は法定相続主義をとっています。遺言等がなければ法定相続人が相続します。それぞれの相続人はこの法定相続分で相続することになります（民法第900条）

民法は、「相続は、死亡によって開始する」（民法第882条）と規定しています。したがって、相続開始の原因は自然人の死亡であり、法人については相続の開始ということはありません。

一般にこの法定相続分は、相続開始した時点の相続財産を法定相続分で取得すると考えられています。

しかし、この法定相続分は被相続人（死亡した人）が生前贈与したすべての財産を持ち戻した上で法定相続分を計算するのが民法の規定です。

例えば、長男が大学に入学したその時の入学金、授業料、長女が嫁にいった、その時に花嫁道具を買ってあげた等それらを全部合計した財産を法定相続分で計算する。



改正前

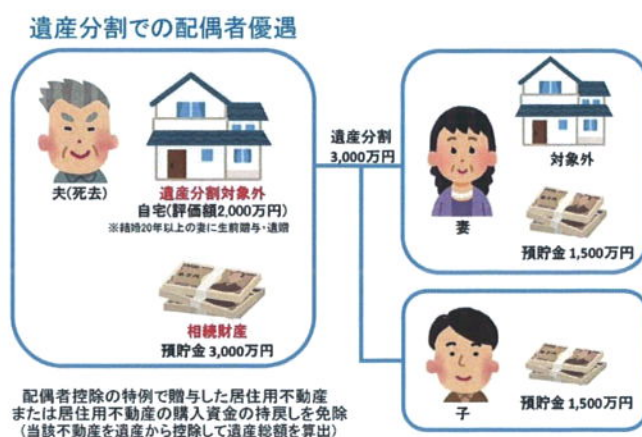


2、生前贈与分の除外

改正法では、婚姻期間が20年以上の夫婦の間での居住用不動産の贈与があった場合は、当該不動産については、配偶者の別段の意思表示がなければ「持ち戻し免除の意思表示」があったものと推定する規定が設けられました。

これにより、配偶者間の居住用不動産の贈与については、当該不動産を遺産から除外して遺産総額を算出し、各相続人の相続分を計算することになり、配偶者の老後の生活保障を考慮した税法との食い違いも解消されます。

遺産分割での配偶者優遇はその柱です。婚姻期間20年以上の夫婦が対象で、残された配偶者は住まいと生活費を確保しやすくなります。

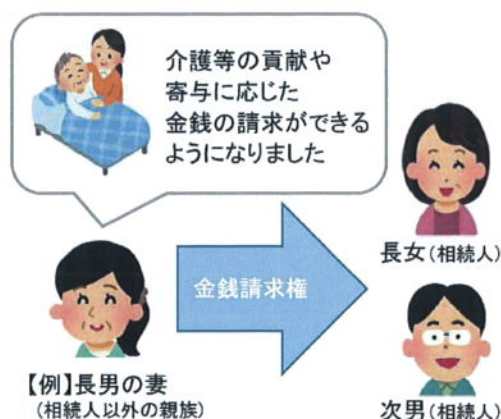


3、労に報いる

旧民法では、相続人の配偶者（長男の妻など）が無償で被相続人の療養看護・介護に尽くしても、相続人でないことから相続財産を取得することはできませんでした。

一方、被相続人の長女や次男などは、療養看護・介護を全く行っていないにもかかわらず、相続人として相続財産を取得できるため、長男の妻との不公平が指摘されていました。

改正法では、このような問題を法的に解決する手段として、相続人以外の親族の貢献や寄与に応じた金銭の請求を認める制度を創設し、被相続人の長女や次男に対して、実際に貢献した相続人以外の親族から金銭の請求ができるようになりました。



4、すぐに引き出し可能

最高裁大法廷決定（平成28年12月19日）の判例により、生活費や葬儀費用の支払い、相続債務の弁済などがあったとしても、遺産分割が終了するまでの間は、被相続人の預金の払い戻しができませんでした。

改正法では、共同相続人の各種の資金需要に迅速に対応するために、遺産の分割前においても、預貯金債権の一定割合（上限あり）については、家庭裁判所の判断を経なくても、金融機関の窓口において預金の払い戻しが認められることになりました。

各相続人は、預貯金の3分の1に自らの法定相続分をかけた額（同じ金融機関では150万円が上限）まで引き出すことができます。



5、税法と民法で異なる考え方

税法では、婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産の購入資金の贈与が行われた場合に、贈与税の基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除できる「贈与税の配偶者控除の特例」があります（相続税法21条の6）

この特例を使った場合、居住用財産の贈与は贈与税を申告した上で行われ、被相続人の財産から切り離されることとなります。

ところが、改正前民法（以下、旧民法）では、税制上の特例を使って生前贈与された不動産であっても配偶者の「特別受益」とされ、被相続人から遺産の「先渡し」を受けたものとして考えます。

贈与された当該不動産の価格が遺産に加算（持ち戻し）されて遺産総額を算出するため、遺産額について税法と旧民法との間で食い違いが生じていました。

遺産額について、税法と民法の異なる考え方

- 税法…生前贈与は贈与税を申告した上で行われ、被相続人の財産から切り離されており、死亡時の財産と相続開始前3年間に贈与された財産が遺産額になります。

死亡時の財産 + 相続開始前3年以内の贈与財産
- 旧民法…相続人間の公平を図るため、過去に贈与された財産（特別受益）については、相続分の前渡しを受けたものとして遺産額に含めて考え、遺産分割の計算にあたって、贈与財産を相続財産に持戻して相続分を計算することになっていました。

死亡時の財産 + 生前に贈与された財産（特別受益の持戻し）
- 改正法…改正法では、配偶者に生前贈与された居住用不動産については、持戻しを免除する規定が設けられました。（改正民法903条4）

死亡時の財産 + 生前に贈与された財産

※配偶者に生前贈与された居住用不動産を

改正法では、婚姻期間が20年以上の夫婦の間での居住用不動産の贈与があった場合は、当該不動産については、配偶者の別段の意思表示がなければ「持ち戻し免除の意思表示」があったものとする規定が設けられました。

これにより、配偶者間の居住用不動産の贈与については、当該不動産を遺産から除外して遺産総額を算出し、各相続人の相続分を計算することになり、配偶者の老後の生活保障を考慮した税法との食い違いも解消されます。

6、遺留分侵害額請求権（金銭請求）の新設 ～遺留分制度の見直し～

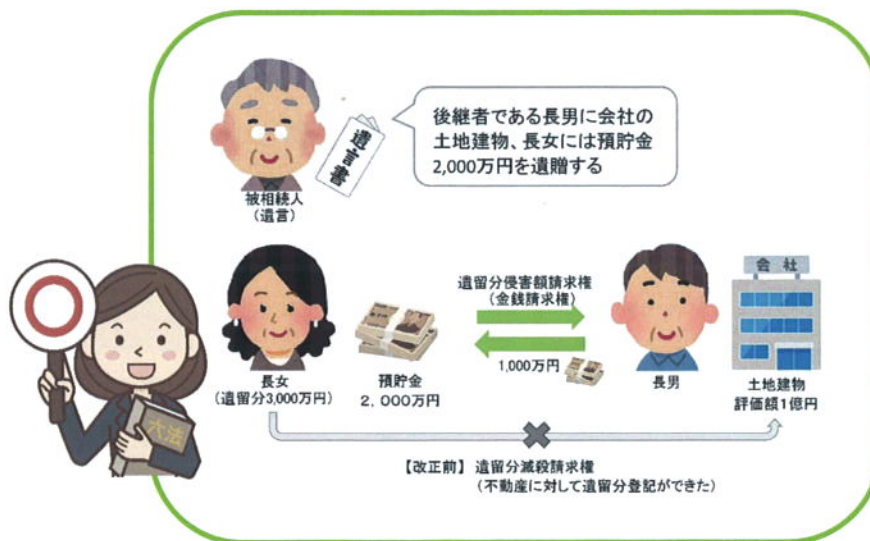
遺留分とは、遺言の内容にかかわらず、配偶者や直系卑属（子、孫、ひ孫など）が取得できる最低限の相続分のことをいいます。

例えば、相続人のうちの1人に「遺産の全てを相続させる」という遺言があっても、他の相続人は遺留分を請求することができます。

旧民法では、遺留分減殺請求権を行使すれば、各遺贈等の対象財産に遺留分割合に応じた権利が当然に生じる（共有）こととされ、対象となる財産が不動産の場合は、共有状態となり、大変な制約を受けていました。

例えば、経営者であった被相続人が、後継者となる長男に会社の土地建物（評価額1億円）、長女に預金（2千万円）を相続される旨の遺言を残していても、遺言内容に不満な長女が長男に対し、遺留分減殺請求権を行使すれば、当該不動産に対して一方的に「遺留分登記」を行うことができ、事業承継に支障をきたすことがありました。このようなケースでは、長男が価格賠償（相当額での金銭支払い）によって解決することが通例でした。

改正法では、遺留分権利者の請求権を「遺留分侵害額請求権」という金銭請求権に変更しました。



7、配偶者居住権の新設

配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、配偶者は、遺産分割において配偶者居住権を取得することにより、終身又は一定期間、その建物に無償で居住することができるようになります。

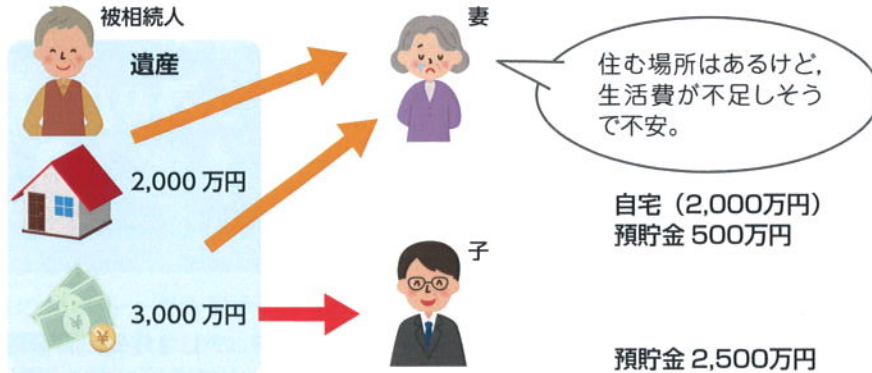
被相続人が遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることもできます。

令和2年4月1日(水)施行

現行制度

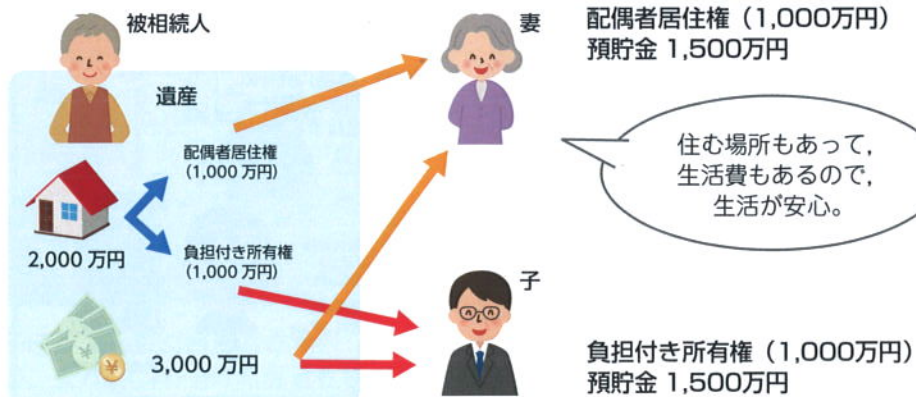
配偶者が居住建物を取得する場合には、他の財産を受け取れなくなってしまう。

事例 相続人が妻及び子、遺産が自宅(2,000万円)及び預貯金(3,000万円)だった場合
妻と子の相続分 = 1 : 1 (妻 2,500万円 子 2,500万円)



改正によるメリット

配偶者は自宅での居住を継続しながらその他の財産も取得できるようになる。



8、自筆証書遺言の方式が緩和されます

自筆証書遺言について、財産目録については手書きで作成する必要がなくなります。

財産目録以外の文書については今まで通り自筆が必要です。また、財産目録の各ページに署名押印する必要があります。

改正によるメリット

自書によらない財産目録を添付することができる。

遺言書

別紙目録一及び二の不動産を法籍一部に、別紙目録三及び四の不動産を法籍花子に相続させる。

平成××年×月×日
法籍太郎 印

+

別紙目録

一 土地
所在 東京都…
地番 …
地目 …
地積 …

二 建物
所在 東京都…
家屋番号 …
種類 …
床面積 …
(↑PCで作成)
法籍太郎 印

別紙目録

三 土地
所在 大阪府…
地番 …
地目 …
地積 …

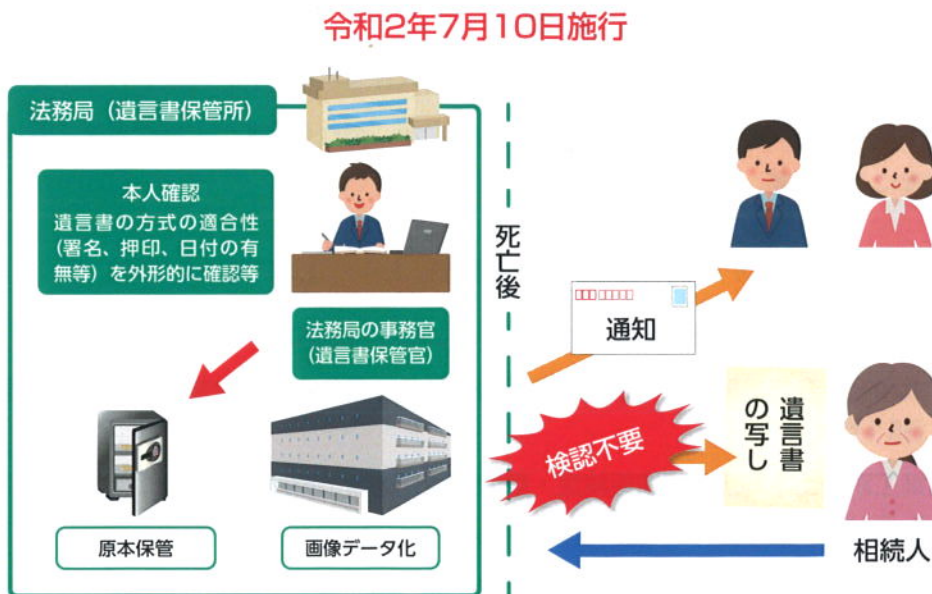
四 建物
所在 大阪府…
家屋番号 …
種類 …
床面積 …
(↑PCで作成)
法籍太郎 印

財産目録には署名押印をしなければならないので、偽造も防止できる。

9、法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設

自筆証書遺言を作成した者は、法務大臣の指定する法務局に遺言書の保管を申請することができます。

また、遺言者の死亡後に相続人や受遺者等は、全国にある遺言保管所において、遺言者が保管されているかどうかを調べること（「遺言書保管事実証明書」の交付請求）、遺言書の写しの交付を請求すること（「遺言書情報証明書」の交付請求）ができ、又、遺言書を保管している遺言書保管所において遺言書を読覧することもできます。



注1、遺言書保管所に保管されている遺言書については、家庭裁判所の検認が不要となります。

注2、遺言書の閲覧や遺言書情報証明書の交付がされると、遺言書保管官は、他の相続人等に対し、遺言書を保管している旨を通知します。

役員会報告

— ダイジェスト版 —

6月度 定例役員会

- 1. 開催日時 令和元年6月11日(火) 午後5時30分より
- 1. 開催場所 役員会議室
- 1. 役員定数 理事8名、監事2名
- 1. 出席役員 理事7名、監事2名

議事の概要は次のとおり

第1号議案 第73回通常総会の費用精算について

事務局長から、第73回通常総会の諸費用について、別紙明細書により報告説明があり、審議の結果、全員異議なく承認した。

第2号議案 役員改選による担当職務について

事務局長から、役員改選による令和元年～2年度における役員の担当職務について、別紙(案)により提案、全員異議なく原案どおり可決。

第3号議案 販売資材の単価表の改定について

事務局長から、組合販売資材の価格改定について、人件費、原材料、流通費の値上がりにより、かねてより仕入先各社より引上げを依頼されていましたが、やむを得ず引上げ改定を7月1日より実施したく、別紙により提案、全員賛成にて可決。

報告議題

事務局長より以下の項目について報告があり、全員異議なく了承した。

- 1. 2019年度各種講習日程表(8月～11月)・・・建災防
- 2. 令和元・2年度競争入札参加資格審査申請及び登録総合点数変更審査申請の受付について(第1回)
- 3. 管工事・土木施工管理技術検定・受験準備用図書の斡旋について
- 4. 給水装置工事主任技術者試験等図書の斡旋について
- 5. 令和元年度「水道事業実務必携」の斡旋について

組合の動き

第51回紀州おどり「ぶんだら節」に組合連が出場



和歌山市における夏の風物詩、紀州おどり「ぶんだら節」が8月3日(土)に開催されました。私たち組合連は今年で16回目の参加となり、大人と子供を交えた100名が「正調ぶんだら節」に参加しました。

参加の目的は、和歌山市民の皆様には私たち組合のPRと組合員相互の連帯感の強化を図る事です。

当日は、踊りの前に組合で出陣式を開催し、参加者が集まって食事をしながらお祭り気分を盛り上げて、会場へ移動しました。今年は踊りの連が60連の総勢約7,000名が参加し、我が組合連も、水色の爽やかなゆかた姿の女性陣に続き、はっぴ姿の男性陣、軽トラックに大小の水道の蛇口で飾られた山車を元気な子供たちが曳き、会場でのアナウンスと共に水道工事店のプロ集団として、市民の皆様にはアピールしながら和歌山城周辺を踊り歩きました。

今年は初めての方もたくさん参加していただき、楽しく踊り終えて紀州の夏を満喫しました。来年も沢山のご参加をお待ちしています。

組合員の動向

○代表者変更

- ・有田住宅設備株式会社
代表取締役 竹内光勇 → 梅本英法 (令和元年10月4日付)
- ・株式会社 白井商会
代表取締役 白井良忠 → 白井万佐也 (令和元年10月9日付)
- ・山県設備工業株式会社
代表取締役 山縣利夫 → 山縣正典 (令和元年10月8日付)
新住所：和歌山市東高松3丁目7番25号 TEL：073-446-1151

○組合員脱退（自由脱退）

- 大研熱工業株式会社 代表取締役 栗山 久 (令和元年10月17日付)

青年部の動き

「紀の川一斉清掃(河川愛護月間)」



国土交通省主催の紀の川一斉清掃が、7月21日(日)に紀の川河川敷で開催されました。当日は曇り空で、午前中は過ごしやすい気温の中、組合員、従業員、事務局を始め、ご家族方々合わせて総勢47名の参加による清掃活動となりました。

国土交通省では毎年7月を河川愛護月間と定め、地域住民、各種団体、関係行政機関等の協力を得て、流域全体の良好な河川環境の保全・再生を積極的に推進するとともに、河川愛護の意識の醸成を図っています。紀の川においても河川愛護月間の運動として毎年河川敷で一斉清掃を行なっています。

清掃区域は例年同様、南海電鉄鉄橋～河西橋の間で、午前8時30分に指定場所に集合、集まってくれた人たちから清掃活動を開始しました。今年も1時間ほどでゴミを処理しました。

日曜日の早朝にもかかわらず、多くの皆様にご参加頂きました。

全管連青年部協議会 第23回通常総会 北海道大会



全管連青年部協議会の第23回通常総会及び研修会、懇親会が、去る7月27日(土)に北海道札幌市中央区の札幌パークホテルにて開催されました。

当組合青年部からは中口副会長[ヤスキ水道工業(株)]、中西幹事[東和冷機(株)]の2名と、事務局から1名の計3名が参加しました。

通常総会では、平成30年度事業報告、収支決算報告、会計監査報告、令和元年度事業計画案及び予算案が審議され、全て滞りなく可決されました。

任期満了による役員改選では、新会長に太田勝晶氏が選任され、副会長3名及び正副部会長4名も新任されました。

総会終了後に全管連の粕谷明博専務理事による「水道法」、「担い手三法」の改正をテーマにした



講演が行われました。

続いて、記念公演では鈴木貴子衆議院議員による「令和時代と若者の挑戦!」をテーマに講演が行われました。

懇親会では、総会実行委員長である渡辺副会長の挨拶、太田新会長からの挨拶の後、札幌市水道局水道事業管理者の三井一敏氏の音頭による乾杯で祝宴が開始されました。

北海道の美味しい料理を堪能しながら大いに盛り上がり時間が過ぎていく中、終盤には秋山前会長への花束贈呈がおこなわれました。

最後に「バトンタッチセレモニー」で北海道から熊本へ、黄金のパイレンが手渡されました。

終始賑やかな雰囲気で行われ、懇親会の幕が閉じました。



「気温」と「売れ筋商品」

最近、寒い日（涼しい日？）が多くなり、鍋の恋しい季節になってきました。

暖かいおでんも近頃ではコンビニなどで買って手軽に食べられるようになりましたが、このコンビニのおでんが一番売れるのは何月ごろか知っていますか。実は1月や2月の一番寒い時ではなく、10月、11月だということです。

各コンビニチェーンでは、8月終わりに9月にかけてCMなどでおでんの時期が来たことをアピールして、10月に一気に売上げを伸ばすということです。

コンビニのおでんに限らず寒くなると鍋のだしや材料がよく売れ、暑くなるとアイスクリームがよく売れるということは想像できますが、実際に統計を利用した分析が行われているそうです。それによると、気温が上がると売れる商品と気温が下がると売れる商品があるそうで、気温が上がる春から夏にかけて、気温が20度以上になるとアイスコーヒーが売れ始め、24度以上でスイカ、25度でビール、25度以上になるとアイスクリームが売れ、更に32度以上になるとかき氷が売れるようになるそうです。

また、秋から冬の気温が下がる時期に

は16度以下でシチュー、15度以下で日本酒、ホットコーヒーや鍋料理の売上げが伸びるそうです。

ただ、このように気温と売れ筋商品の関係はわかりませんが、気温については最近の異常気象で長年の勘も使えません。1日の中でも最低気温と最高気温の差が大きかったり、また、湿度や風の強さなどを考慮した体感温度と気温をどのように予測するかということもあり、何が売れるかを予想するのはなかなか難しいようです。



会社訪問



おじゃマンⅡ号の
儲かりまっか!
大々々

ウジタ設備工業株式会社

おじゃマンⅡ号の『会社訪問partⅡシリーズ』は平成20年に代表取締役役に就任以来、アジアの空を飛び回り、令和元年には法相に就任か?次々と疑惑を生み続ける『元祖!タマネギ男』に大成長。今でも高校時代の写真部部長の腕前を生かしたカメラマン、愛車のエッチちゃん(ホンダ・エスティマ)を乗り回し、ゲゲゲの女房(松下奈緒)を追い求め続ける独身実業家風、通称『ウッチャン』こと『ウジタ芳弘社長』(S41.12.10・AB型・52歳・元青年部会長・餅つき部長・175cm・94kg)の疑惑の生活を紀の水・検察庁が家宅捜査しちゃいます。

疑惑その1 玉ねぎ一人占め事件

おじゃマンⅡ号：ウッチャン!Ponちゃんにもろた玉ねぎ、コンテナに2杯も一人占めたん?みんなにやらなんだん?

ウジタ社長：うるさい!いつまでも言わんといて!心臓悪いから、血をサラサラにすんのに一人で喰ったんよ!毎日生で喰った!もう時効や!キれるで〜

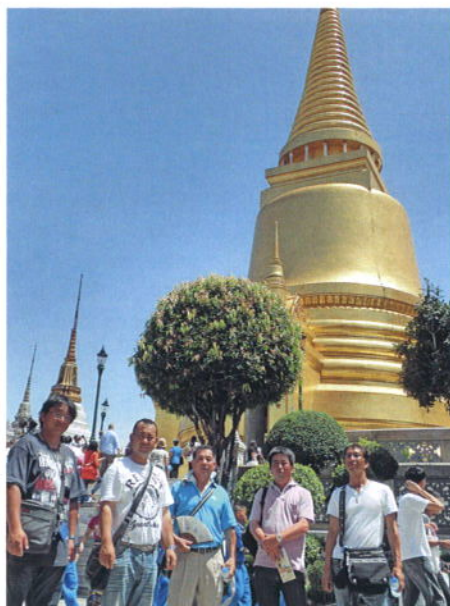
疑惑その2 ゲゲゲの女房・松下奈緒風(み)不倫事件

おじゃマンⅡ号：言わんとこか!別に不倫でもないし

ウジタ社長：言わんといて『アジアの空』の事件やし、心折れるし(´;ω;)ウゥ

疑惑その3 ○○○先生と親戚?村度事件

おじゃマンⅡ号：親戚ちゃうんかい!



ウジタ社長：ちゃう!うちは漢字とちごてカタカナのウジタ。それにスーパーとも無関係

疑惑その4 ○○祭りでは女の子に人気物?

『みっくちゅじゅーちゅ』売上激減でキレた事件

おじゃマンⅡ号：ウッチャンの作る『みっくちゅじゅーちゅ』うまいわなー、人気やで!よーさん売れたやろ!

ウジタ社長：Ponちゃんがよーさん牛乳買っついてくれたら、もっと売れたのによ!女の子帰ってもたやんか!俺がこしらえる『みっくちゅじゅーちゅ』最高やで、『タピオカミルクティー』も得意やで!モテモテやで。

疑惑その5 闇営業問題?反社会的勢力交際疑惑事件

おじゃマンⅡ号：やっぱりそうやったんかー、おかに内緒で買った「30万円のNikon一眼レフカメラ」は闇営業でもうけたんかー!

ウジタ社長：ちゃうよー、○○祭りの反射勢力とケツクして『みっくちゅじゅーちゅ』でもうけたんよ!

おじゃマンⅡ号：『みっくちゅじゅーちゅ』1万円もよう売らんに買えるか!謹慎や!





Ponちゃんの
趣味の
コーナー
『働き方改革編』

新シリーズ
WKK紀の水放送『Ponちゃんに叱られる!』
『ポーっと働いてんじゃねーよ!』



濱里由香さん

『令和元年』第3号は働き方改革編『平成元年生まれ・五島列島の女』をWKK紀の水放送『Ponちゃんに叱られる!』バージョンで引き続き連載しちやいます。『永遠の50歳?』Ponちゃんが問いかける素朴な疑問にあなたは答えられますか?知らないでいると、Ponちゃんに『ポーっと働いてんじゃねーよ!』と猛烈に叱られます。

平成最後の31年2月に3K(きつい、汚い、危険)業界筆頭、和歌山市管工事組合に入社。スリルUP↑とともに新3K改革を夢見る海大好き平成女子『濱里由香』(平成元年1月17日・A型)が自己紹介しちやいます。



甥・姪との休日

建築業を営む五島列島出身の父に母、兄、姉の五人家族の末娘。四ヶ郷地区育ちのバレー部と帰宅部の青春時代、東高校を卒業後就職した先がダイビングショップだったのでインストラクターの免許を修得、串本でのマンタの大群との出会いを皮切りに沖縄、グアム、ハワイ次はボーナス待ちのタヒチかな?アウトドア派の女子BBQにもハマってます。

管組合では総務部の見習いですが、建設経理も給水装置工事主任技術者の資格にもチャレンジ、スキルUP↑したいなー。

○氏の話はゴメンナサイ、休日は姉の子供たち連れて公園デビューの練習?に映画鑑賞ちよっと、おっさん系の梅酒、レモンサワー飲んでます。

働き方改革(管工事業界) その1

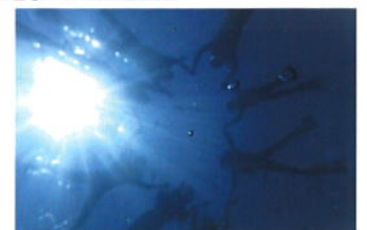
平成から令和になって、3Kから新3Kへ平成では3Kは『きつい・汚い・危険』でしたが、令和の新3Kとは『給料・休日・希望』になりました。昭和時代のPonちゃんたちは5K『きつい・汚い・危険・厳しい・帰れない』やったなー

怒! 怒!! 怒!!!

・・・『ポーっと働いてんじゃねーよ!』

時代ですなー (´;ω;)ウゥ

組合の職員さんも仕事に興味にスキルUP↑や一、がんばろう!管組合





編 集 後 記



★ 甚大な被害をもたらした台風19号により、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。主な被害状況は、人的被害では死者80人、行方不明者10人、負傷者401人、住宅被害では全半壊、一部損壊も含め3,600棟を上回る被害を受け、床上・床下浸水は5万3000棟を上回る被害をもたらしました。交通インフラでは、北陸新幹線が高速道も被害を受けました。(10月25日現在) 厚生労働省の集計では、7万8000戸超で断水が続いているようです。台風15号による千葉県の停電をはじめとする被害の復旧が完了していない状況下での再なる被害、長い日本列島が台風の進路に当たる状況、地震も想定されることから、改めて災害に強いインフラ整備の国土強靱化が求められます。

★ 平成23年台風12号による「紀伊水害」が思い出されます。被災した那智勝浦町水道配水幹線応急復旧応援。平成28年には「熊本地震」への災害復旧応援等、ライフラインにかかわる業界団体として、使命と責任を感じさせられます。

★ 「2019年大規模津波防災訓練」が11月2日(土)、国土交通省、和歌山県、大阪府、和歌山市等の参加で(メイン会場和歌山下港)開催され、当組合も和歌山市企業局との合同チームで、配水管の復旧、給水活動等の訓練に参加することになっています。この総合訓練への参加は、平成26年に次いで2度目の参加になります。

★ 「給水装置工事配管技能検定会」が去る10月13日(日)開催されました。この検定会は、改正水道法

が平成8年改正平成10年4月1日施行に伴い、それまで各水道事業団体に付与していた「配管工」を引継ぐ制度として、既存資格者(配管工)には「認定講習会」を終了した者を新制度と同等又はそれ以上の有資格者として認定し、新規の方には、「給水装置工事配管技能者講習会」として実施され、平成24年度からは「給水装置工事配管技能検定会」に名称を改め、実施されているものです。和歌山県連合会では、ほとんどの方が「認定講習会」の終了済のため、受検希望者が少なかったことから平成17年度以後未実施となっていました。事前にアンケート調査をしたところ、希望者が多数あることが判明、今般の実施となりました。当日は90名の受検者があり、盛況裡に実施出来ました。ちなみに水道法施行規則第36条第2号には「配水管から水道メーターまでの給水装置工事については、適切な技能を有する者に施行させるべきこと」が定められています。次年度以後は、希望者が多数(40名以上)あれば実施の予定です。

★ 組合ホームページの1ヶ月のアクセス件数が48,500件を上回りました。組合の封筒、名刺にQRコードを印刷しています。さらにアクセス件数増加につながればと考えています。

★ ラグビー W杯日本大会では、日本は4強にはならなかったものの、「桜戦士」の「汗をかいて、最後までがんばる」姿は、被災地の皆さんをはじめ日本国全体に力を与えてくれました。「がんばろう日本!!」

(編集委員 H生)

■組合だより 紀の水

●発行



和歌山市管工事業協同組合

理事長 小向俊和

●編集

紀の水編集委員会

〒640-8251 和歌山市南中間町12

TEL(073) 436-6801

FAX(073) 436-6804

URL <http://www.w-kankoji.com>

E-mail: wakayama@w-kankoji.com